

## 施設予約システムの御利用にあたって必要な書類及び基準など

平成29年8月改訂

施設グループ	施設名	施設予約システムを初めて利用するために必要な書類及び基準			備考
		個人	団体	団体の利用基準	
①文化施設グループ ※グループ内の1施設での登録申請で他の施設も利用いただけます。	公民館(中央・北部・東部・初石)、南流山センター、おおたかの森センター	(個人利用はできません)			施設の利用条件については各施設に事前に確認してください。
	森の図書館	(個人利用はできません)	規約、会員名簿 ★社会教育登録団体・自治会等は不要	5人以上で活動している非営利団体。流山市民の割合が50%以上であること。	
	生涯学習センター(流山エルズ)	在住、在勤、在学を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、学生証、社員証、パスポート等) ※個人登録の方は、生涯学習センター以外の文化施設は、原則利用できません。			
②体育施設グループ ※グループ内の1施設での登録申請で他の施設も利用いただけます。	総合運動公園体育施設及び屋外施設(体育館、野球場、江戸川河川敷緑地)、北部・南部柔道場	(個人利用はできません)		5人以上で活動をしている非営利団体。団体の代表者は、市内在住で20歳以上であり、流山市民の割合が50%以上であること。	施設の利用条件については各施設に事前に確認してください。
	スポーツフィールド(おおたかの森・東部)		規約、会員名簿、代表者の住所・氏名の証明できる書類	10人以上で活動をしている非営利団体。団体の代表者は、市内在住で20歳以上であり、流山市民の割合が50%以上であること。	
	総合運動公園テニスコート	在住、在勤、在学を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、学生証、社員証、パスポート等) ※個人登録の方は、コミュニティプラザ、総合運動公園テニスコート以外は、原則利用できません。			
	コミュニティプラザ ※文化施設として登録・利用する場合は、原則体育施設の予約システムの利用はできません。				
③その他グループ ※利用者条件が個別に定められているため、施設毎に団体登録をお願いします。	リサイクルプラザ	在住、在勤、在学を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、学生証、社員証、パスポート等)	規約、会員名簿	5人以上で活動している非営利団体。流山市民の割合が50%以上であること。	リサイクル活動や環境関連の活動をする方
	森の倶楽部	(個人登録はできません)	規約、会員名簿	市内在住で在勤で構成する年齢60歳以上、10人以上の団体。	市内在住で在勤で構成する年齢60歳以上、10人以上の団体
	ケアセンター	市内において地域福祉活動の向上のための活動をしていることを確認できる書類(会員証・会則及び名簿等) ※等とは、活動のちらしやパンフレット等	市内において地域福祉活動の向上のための活動をしていることを確認できる書類(会員証・会則及び名簿等) ※等とは、活動のちらしやパンフレット等	規約、会員名簿	3人以上で活動している非営利団体

以下の施設は上記のいずれかの施設で登録された方はどなたでもご利用できます。

	福祉会館	在住、在勤、在学を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、学生証、社員証、パスポート等) ※当該グループ施設で登録・利用された方は、上記①②③のグループは、利用できません。	会員名簿、代表者の住所・氏名の証明できる書類	営利目的の使用はできません。	施設の利用条件・減免制度については各施設に事前に確認してください。
	博物館、一茶双樹記念館、杜のアトリエ黎明				
	げんき村キャンプ場				